平成２７年（フ）第３３号
山梨県上野原市八ツ沢1498番地
破産者　原田　　実
1　決定年月日　平成27年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２７年（フ）第２１１号
岐阜県関市仲町17番地12　ファンシービル101号室　戸田和子方、住民票上の住所岐阜県関市辻井戸町１番地78
破産者　島倉　宏充
1　決定年月日　平成27年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第１２４号
静岡県富士宮市貴船町２番９号、前住所店舗静岡県駿東郡清水町堂庭301番地の１・静岡県駿東郡清水町卸団地203番地
破産者　ポルコ・ロッソこと　深澤　弘和
1　決定年月日　平成27年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第７０４号
名古屋市中川区高杉町311番地　高杉ハイツ丹羽405号室、住民票上の住所愛知県あま市坂牧大塚59番地２
破産者　寺本　和正
1　決定年月日　平成27年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７０７号
愛知県尾張旭市南本地ケ原町１丁目14番地
キタホマンション３－Ａ、従前の住所名古屋市熱田区二番２丁目16番８号　レオパレス21幸207号
破産者　佐々木桃子（旧姓早坂）
1　決定年月日　平成27年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４９７１号
愛媛県宇和島市丸穂町１丁目７－19　菊地荘106号、開始決定時の住所奈良市あやめ池南６丁目６番43－505号
破産者　松本　　清
1　決定年月日　平成27年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９２号
神戸市北区有野台６丁目20番地　Ｂ３棟203号、開始決定時の住所兵庫県三田市つつじが丘南２丁目９番地10
破産者　山田　大介
1　決定年月日　平成27年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１９８号
神戸市東灘区御影本町６丁目２番７号　ＧＳハイム御影401号
破産者　松谷　哲学
1　決定年月日　平成27年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２４２号
広島県東広島市八本松東６丁目２番42－303号　中曽ビル
破産者　和風工房もみじこと　田山　一義
1　決定年月日　平成27年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４９０号
広島市安佐南区緑井４丁目30番５－202号
破産者　広島園芸こと　椋田　幸生
1　決定年月日　平成27年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９２号
徳島県小松島市日開野町字高須50番地、旧住所東京都小金井市東町４丁目40番４号
破産者　柳田　耕志
1　決定年月日　平成27年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２７１号
鹿児島県鹿児島市伊敷台５丁目22番16号
破産者　永田　祥二
1　決定年月日　平成27年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第２７２号
鹿児島県鹿児島市伊敷台５丁目22番16号
破産者　永田佐由里
1　決定年月日　平成27年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第２８６号
鹿児島県鹿児島市和田３丁目24番40－107号
破産者　鮫島　　卓
1　決定年月日　平成27年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第１３７４号
神奈川県横須賀市大滝町１－27　大滝町名店ビル４－３、住民票上の住所神奈川県横須賀市鶴が丘２丁目３番７号
破産者　鈴木　洋路
1　決定年月日　平成27年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１４１３号
横浜市神奈川区三ツ沢東町８番14号　ヒルサイド横浜ＰＡＲＴⅡ・103号
破産者　奥田　順一
1　決定年月日　平成27年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２２３号
相模原市南区磯部30番地13
破産者　阿波連正美
1　決定年月日　平成27年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１６２号
岐阜市八坂町35番地　（ファミーユ左合101号室）
破産者　伊原　勝美
1　決定年月日　平成27年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所